

第10 営業保証金の取戻し

1 営業保証金の取戻しについて

宅建業者が廃業等をした場合には、宅建業者であった者又はその承継人は、供託した営業保証金を取戻すことができます。（保証協会の社員であった場合には手続きが異なるので、加入保証協会へお問い合わせください。）

2 手続方法

(1) 手続の流れ

I 以下の「取戻しの理由」に該当

- ・ 廃業等の届出
- ・ 期間満了
- ・ 免許取消
- ・ 従たる事務所の廃止

↓

II 官報公告

○掲載依頼

福島県官報販売所一西沢書店（福島市大町7番20号、電話024-522-0161）

○注意事項

官報の掲載内容について、業者の商号・名称、（代表者の）氏名、事務所の所在地等は免許失効日現在で届出されている内容としてください。免許失効後に変更が生じたり、変更届の提出をしないまま失効したような場合でも、必ず免許失効時に届出されている内容で掲載してください。

↓

III 営業保証金取戻し公告済届を提出

公告後、遅滞なく届出を行ってください。

○添付書類

掲載した官報の写し（当該業者の掲載内容が確認できるページのみで可）

○提出先

各建設事務所

↓

IV 債権の申出がない証明願を提出

官報公告の翌日から起算して6ヶ月経過後に、債権の申出がない証明願を2部（正本1部、副本1部）提出してください。

- ・ 廃業等の場合・・・第10号様式
- ・ 事務所の廃止等の場合・・・第11号様式

○添付書類

- ・ 掲載した官報及び供託書正本を持参して提示、写しを提出
- ・ 300円分の福島県収入証紙（手数料）を証明願（正本）の余白に貼付

○提出先

各建設事務所

※証明書交付場所も各建設事務所となります。

↓

V 営業保証金の取戻し請求

営業保証金を供託した供託所（地方法務局、これらの支局等）で営業保証金の取戻し手続を行ってください。手続の詳細は、供託所に確認してください。

(2) 留意事項

- ① 承継人の場合等で取戻しの権利を確認するため、必要に応じて上記以外の書類を提出していただくことがあります。
- ② 債権の申し出があった場合の証明願いは、申出債権総額証明願となります。
 - ・ 廃業等の場合・・・第12号様式
 - ・ 事務所の廃止等の場合・・・第13号様式
- ③ 営業保証金を取戻すことができる事由が発生した時から10年経過した場合や、供託している国債等が満期になり消滅時効が完成した場合は、供託していた金銭等は、国庫に帰属するので注意してください。